

議案第 5 6 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 1 項第 2 号中「（当該納付義務者を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、平成 2 6 年度分の保険料から適用し、平成 2 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

## 制 定 要 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の減額賦課に係る算定方法を改めるため、この条例を制定するものである。